

関係者各位

岐阜市商産号外
令和2年2月20日

新型コロナウイルスに係る岐阜市中小企業融資制度の改正について（通知）

今般の新型コロナウイルスの流行により影響を受けた市内中小企業者等の売上減少等の影響に広く対応するために、岐阜市中小企業融資制度の中の「経営環境変動対策資金」の要件を改正しました。融資制度改正の概要については、以下のとおりです。

記

1 「経営環境変動対策資金」の改正内容

融資対象者

最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方。

新	旧
(1) 最近3か月の売上高が前年同期の売上高に比して5%以上減少していること。	(1) 最近3か月の売上高が前年同期の売上高に比して5%以上減少していること。
(2) 直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困窮していること。	(2) 直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困窮していること。
(3) <u>感染症法における「指定感染症」又は市長が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近1か月の売上高が前年同月比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含めた3か月の平均も前年同期比で3%以上減少することが見込まれること。</u>	

2 施行時期

令和2年2月20日（木）

3 経営環境変動対策資金の概要

- (1) 融資対象者 上記1のとおり
- (2) 融資限度額 1億円
- (3) 融資期間 運転資金7年以内（据置1年）、設備資金10年以内（据置1年）
- (4) 融資利率 年1.30%（固定金利）
- (5) 信用保証料 岐阜市が全額補填
- (6) 取扱金融機関 市内に本支店のある金融機関（岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る）

【問合せ先】

岐阜市 商工観光部
産業雇用課 経営支援係
電話 058-214-2358(直通)